

報酬基準（刑事事件・少年事件）

以下の基準はあくまで目安です。（金額は万円単位）

それぞれの依頼者の事情を考慮して、協議のうえ決めさせていただきますので遠慮なくご相談ください。

なお、報酬には、別途、消費税を申し受けます。

また経費は実費負担をお願いします。

1 刑事事件

(1) 着手金と報酬

受任時期	方針	着手金	結果	成功報酬
起訴前	不起訴	50～100	不起訴	50～100
	起訴猶予	30～100	起訴猶予	30～100
起訴後	無罪	60～200	無罪	60～200
			一部無罪	30～100
	執行猶予	30～100	執行猶予	30～100
	減刑	30～100	減刑	30～100

(2) 期日日当

公判前整理手続期日または打合せ期日	5～10
公判期日	5～10

2 少年事件

(1) 着手金と報酬

受任時期	方針	着手金	結果	成功報酬
家裁送致前	非行事実なし	50～100	釈放	50～100
	その他	30～100	〃	30～100
家裁送致後	非行事実なし	50～100	非行事実なし	50～100
			一部 〃	30～50
	その他	30～100	在宅処分	30～100

(2) 期日日当

審判期日	5～10
------	------

